

平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	42	府省庁名 経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税）	
要望項目名	外国人旅行者向け消費税免税制度に係る対象品目の拡大等及び手続の簡素化	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象及び内容</p> <p>○免税対象品目の拡大等 外国人旅行者を始めとする、非居住者に対する輸出物品販売場における輸出物品の譲渡に係る消費税免税に関して、方式の多様化等執行上の制度改革を含め、現在免税対象品目から除外されている食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等を免税対象とし、免税対象品目を拡大する。</p> <p>○免税手続の簡素化 免税申請書類の様式の見直しや小売現場のIT化に対応した様式の弾力化により、免税手続を簡素化する。</p>	
関係条文	<p>地方税法第72条の78 消費税法第8条 消費税法施行令第18条 消費税法施行規則第6条、別表第1、第2</p>	
減収見込額	<p>[初年度] (—) [平年度] (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 外国人旅行者の増加を図るとともに、訪日外国人の旅行消費を拡大することにより、我が国の経済成長や地域の活性化を達成する。</p> <p>(2) 施策の必要性 観光は、日本の力強い経済を取り戻すための極めて重要な成長分野である。今後人口減少・少子高齢化が見込まれる中、国内の観光需要を喚起するとともに、急速に成長するアジアを始めとする世界の観光需要を取り込むことにより、地域経済の活性化、雇用機会の増大などにつなげていくことが重要である。</p> <p>このような問題意識のもと、平成25年3月には、成長戦略により力強い日本経済を立て直し、近隣諸国以上に魅力にあふれる観光立国に向けて、強力に施策を推進するため、内閣総理大臣が主牽し、全閣僚で構成する観光立国推進閣僚会議が立ち上げられ、同会議において、「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を同年6月に取りまとめた。</p> <p>また、「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」（平成25年6月14日閣議決定）においても、観光は、「二. 戦略市場創造プラン」のうち「テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現」において、「②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会」の実現のため、日本の強みを生かして成長が期待できる分野であるとされ、政策資源を一気通貫で集中投入すべき分野として位置づけられている。</p> <p>「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」及び「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」において、消費税免税制度は、外国人旅行者の利便性や執行上の観点も踏まえた上で、税制改正要望の過程において、免税手続のあり方など制度の見直しも含め検討するとされている。</p> <p>また、外国人旅行者の訪日動機において、アジア地域を中心にショッピングについての期待は高く、訪日外国人旅行消費全体の約30%をショッピングが占めているなど、外国人旅行者のショッピングの位置づけは大きいものとなっており、ショッピングにおける外国人旅行者の利便性向上により、日本国内での旅行消費を拡大させ、日本経済を活性化させる必要がある。</p> <p>○免税対象品目の拡大等 現行制度においては、出国までに国内消費する可能性を排除できないことから、食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類並びにフィルム、電池その他の消耗品が免税対象品目から除外されている。 しかしながら、現状において、アジアからの観光客を中心に、食品類、薬品類、化粧品類等について、自国へ持ち帰り、土産物とする実態が多く見られる。実際に、化粧品の88%、医薬品の75%、菓子類の67%が帰国後に使用する目的で購入されている（平成25年7月 観光庁調べ）。</p>	

また、外国人旅行者のうち、化粧品については55%、医薬品については36%、菓子類については35%が、免税対象品目として欲しいと回答している（平成25年3月 観光庁調べ）。

このため、方式の多様化等執行上の観点も踏まえた上で、化粧品や飲料品等を免税対象とすることで、免税対象品目を拡大し、外国人旅行者の利便性向上により、日本国内での旅行消費を拡大させる必要がある。

○免税手続の簡素化

輸出物品販売場で購入した物品について免税措置を受ける場合は、物品を購入する者が、その購入の際、その所持する旅券等を当該輸出物品販売場を運営する事業者に提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類の貼付けを受けるとともに、当該物品をその購入後において輸出するものであることを記載した書類を当該事業者に提出して、当該物品の引渡しを受けることとなっている。

上記書類の様式は、消費税法施行規則別表第1及び第2に定められているが、当該書類へ手書きで記載するに当たり、購入物品の品名の欄に型番まで記載されるよう指導されているケースもあり、消費税免税制度を利用した外国人旅行者のうち、免税手続に5分以上10分未満を要した旅行者が40%、10分以上を要した旅行者が16%となっており、外国人旅行者の利便性を損ねている。（平成25年3月 観光庁調べ）。

一方、小売の現場では、大規模店を中心にIT化が進んでおり、例えばパスポートを機械で読み取ることで、書類作成に要する時間を短縮し、外国人旅行者の利便性を向上させるための取組が行われている。

このため、消費税法施行規則に定められている免税申請書類について、様式の見直しや小売現場のIT化に対応した様式の弾力化により、免税手続を簡素化し、外国人旅行者の利便性を向上させ、日本経済を活性化させる必要がある。

本要望に
対応する
縮減案

—

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>○日本再興戦略-JAPAN is BACK- (平成 25 年 6 月 14 日閣議決定) 第Ⅱ. 3つのアクションプラン 二. 戦略市場創造プラン テーマ4：世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 ②観光資源等のポテンシャルを活かし、世界の多くの人々を地域に呼び込む社会 外国人旅行者向け消費税免税制度について、外国人旅行者の利便性や執行上の観点も踏まえた上で、税制改正要望の過程において制度の見直しも含め検討する。</p> <p>○観光立国実現に向けたアクション・プログラム (観光立国推進閣僚会議にて平成 25 年 6 月 11 日にとりまとめ) 3. 外国人旅行者の受入の改善 <滞在しやすい環境の整備> (6) 免税制度のあり方の検討 ○外国人旅行者向け消費税免税制度について、外国人旅行者の利便性や執行上の観点も踏まえた上で、税制改正要望の過程において、免税手続のあり方など制度の見直しも含め検討する。</p> <p>○国土交通省 政策評価 政策目標 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標 20 観光立国を推進する</p>
	政策の達成目標	<p>訪日外国人旅行者数 (日本再興戦略) 2012 年：836 万人 → 2030 年：3000 万人</p> <p>国内における旅行消費額 (観光立国推進基本計画) 2009 年：25.3 兆円 → 2016 年：30 兆円 訪日外国人の我が国国内での旅行消費額 (日本再興戦略) 2010 年：1.3 兆円 → 2030 年：4.7 兆円</p> <p>訪日外国人の満足度 (観光立国推進基本計画) ①大変満足 2011 年：43.6% → 2016 年：45% ②必ず再訪したい 2011 年：58.4% → 2016 年：60%</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は	—
	同上の期間中の達成目標	—
政策目標の達成状況	<p>訪日外国人旅行者数 2009 年 679 万人 2010 年 861 万人 2011 年 622 万人 2012 年 836 万人</p> <p>国内における旅行消費額 2009 年 25.3 兆円 2010 年 23.4 兆円 2011 年 22.4 兆円</p> <p>訪日外国人の我が国国内での旅行消費額 2009 年 1.2 兆円 2010 年 1.3 兆円 2011 年 1.0 兆円</p> <p>訪日外国人の満足度 ①大変満足 2010 年 35.6% 2011 年 43.6% 2012 年 40.7%</p> <p>②必ず再訪したい 2010 年 49.7% 2011 年 58.4% 2012 年 57.8%</p>	

有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	免税対象品目の拡大及び免税手続の簡素化により、外国人旅行者の利便性が向上し、消費意欲が喚起されることで、旅行消費の拡大がなされる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>

前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	—